

岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。ただし、社会福祉法人等法人格を有する団体へ事業の一部を委託することができることとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する障害者等
 - (2) 市外に居住する法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設に入所する前の居住地（以下「居住地特例地」という。）が市内にある者
- 2 前項第1号に該当する者のうち、居住地特例地が他の市町村の区域内にある者は、同項の規定にかかわらず、対象者としない。

(申請)

第4条 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。以下「申請者」という。）は、岩倉市地域活動支援センター利用申請書（様式第1）を福祉事務所に提出するものとする。

(決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を地域活動支援センター利用決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた申請者は、第4条に規定する申請の内容に変更が生じたときは地域活動支援センター利用変更届（様式第3）を福祉事務所に提出するものとする。

(決定の取消し)

第7条 福祉事務所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 障害者等が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障害者等が死亡したとき。

(3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、地域活動支援センター利用取消通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（委託料）

第8条 別表第1のとおりとし、福祉事務所長は、事業を委託した社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に利用者等が支払う経費を除いた額を限度として、社会福祉法人等へ支払うものとする。

（費用の負担）

第9条 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割の額（以下「利用料」という。）を社会福祉法人等に支払うものとする。ただし、精神障害者が事業の利用に要する費用の負担は、無料にするものとする。

（費用の減免）

第10条 福祉事務所長は、利用者等が別表第2に定める基準に該当するときは、前条に規定する利用料を減免することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

区分	委託料					備考
医療法人 桜桂会 地域活動支援センター希楽里	運営費を委託自治体の利用者数で按分した額					
上記以外	種別		4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上	備考
	障害者	非該当・区分 1	295 単位	491 単位	638 単位	入浴提供加算…40 単位
		区分 2	295 単位	491 単位	638 単位	送迎加算（片道）…54 単位
		区分 3	319 単位	533 単位	693 単位	食事提供加算…42 単位
		区分 4	319 単位	533 単位	693 単位	（注: 食事提供加算は、生活保護、低所得 1 及び 2 の者に限る。）
		区分 5	345 単位	576 単位	748 単位	
		区分 6	345 単位	576 単位	748 単位	
	障害児	非該当・区分 1	295 単位	491 単位	638 単位	入浴提供加算…40 単位
		区分 2	319 単位	533 単位	693 単位	送迎加算（片道）…54 単位
		区分 3	345 単位	576 単位	748 単位	食事提供加算…42 単位
						（注: 食事提供加算は、生活保護、低所得 1 及び 2 の者に限る。）

別表第 2（第 10 条関係）

所得区分	自己負担
生活保護	負担なし
低所得	
一般	1 割

様式第 1 （第 4 条関係）

岩倉市地域活動支援センター事業利用申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

申請者

岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱第 4 条規定により、次のとおり申請します。

また、サービスの申請に係る所得の調査のため、私とその家族の課税状況等を確認することに同意します。

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	居 住 地			電話番号	
フリガナ				生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名					
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	

サービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有（ ）・無		有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護（ ）	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請サービス	種別	☐ 地域生活支援センターⅠ型				
		☐ 地域生活支援センターⅡ型				
		☐ 地域生活支援センターⅢ型				
	内容					

様式第 2（第 5 条関係）

岩倉市地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり通知します。

1 決 定

決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
決定に係る児童氏名				
有 効 期 間			費用負担	

支 援 の 種 類 ・ 内 容	種 類	☐ 地域生活支援センターⅠ型
		☐ 地域生活支援センターⅡ型
		☐ 地域生活支援センターⅢ型
	内 容	

2 却 下

却下理由	
------	--

不服申立ておよび取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第6条関係）

岩倉市地域活動支援センター事業利用変更届

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

利用者等氏名

岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出します。

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	居住地		電話番号		
フリガナ			生年月日	年 月 日	
利用に係る 児童氏名			続 柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健 福祉手帳番号	

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
氏 名 等		
居 住 地		
そ の 他		
変更年月日		

様式第 4 （第 7 条関係）

岩倉市地域活動支援センター事業利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

印

岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり通知します。

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居住地		電話番号	
利用に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続 柄	
取消年月日				
取消理由				

不服申立ておよび取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。